

職業紹介契約書

株式会社〇〇（以下、「甲」という。）と、株式会社ＩＬＣ（以下、「乙」という。）とは、甲が乙に委託する人材紹介業務に関し、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（定義）

- 1 「採用候補者」とは、乙が、甲に対し、乙が定める方法に従い、紹介又は推薦した候補者をいう。ただし、乙による紹介又は推薦の前に、甲の採用に応募していた候補者は、甲が特に認めた場合を除き採用候補者に含まれないものとする。
- 2 「採用決定者」とは、乙による甲に対する紹介又は推薦に基づき甲から内定を通知され当該内定の受諾を甲に対して書面により通知した採用候補者（正社員、契約社員、アルバイト等雇用形態を問わない）をいう。
- 3 「入社予定日」とは、別途、甲と採用決定者が合意する入社日（甲と採用決定者の合意によるその後の変更を含む。）をいう。

第2条（業務内容）

- 1 甲は、乙に対し、別途、甲が指定する要件を備えた人材の探索、調査、紹介及び推薦並びにこれらに関するコンサルティング業務（以下、併せて「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は、本契約に定める条件及び甲の指示に従い、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行する。
- 3 乙は、甲に対し、甲の請求があり次第、本業務の進捗状況及び結果を報告する。
- 4 乙は、甲に対する人材の紹介及び推薦の際に、当該人材につき、その怠業、不誠実、不正行為、又は、職務能力不足（以下、併せて「怠業等」という。）又はそのおそれを認識している場合には、その旨及びその理由を、甲に対して報告し、また、当該紹介及び推薦後、当該人材につき怠業等又はそのおそれを認識した場合には、直ちに、当該旨及びその理由を甲に対して報告する。

第3条（報酬）

- 1 採用決定者が入社予定日に別途、甲と採用決定者が合意した態様において甲に実際に入社した場合、甲は、乙に対し本業務の一切の対価として、下記の基準に従い採用決定者の想定年収の35%を紹介手数料として支払うものとする。但し、採用人材1名あたりの最低保証費用を1,000,000円（税別）とする。
 - (1) 想定年収に含める給与
 - ・ 基本給
 - ・ 入社時点で算出可能な諸手当（但し、通勤手当は含まない）
 - ・ 賞与算定基準額に前年度実績平均賞与月数を乗じて算出する想定賞与額
 - ・ その他契約金、支度金等名目を問わず、採用者の入社にあたり支払われる金員
 - (2) 想定年収に含めない給与
 - ・ 月次の勤務状況に応じて支給される超過勤務手当（但し、事前に超過勤務手当として支給される手当は想定年収に含む）
 - ・ 通勤手当
- 2 「紹介手数料」とは、本件報酬及び本件報酬の消費税等に相当する金額の合計額をい

う。

- 3 甲は、乙に対し、本条第 1 項に従い採用決定者が実際に入社した日が属する月の翌月末日までに、本件支払額を支払うものとする。
- 4 民法第 649 条（受任者による費用の前払請求）は、本契約には適用されないものとする。

第 4 条（紹介手数料の返還義務）

- 1 甲に実際に入社した採用決定者が甲を退職し、かつ、退職等した日において乙が当該採用決定者に係る紹介手数料を受領していた場合、乙は、甲に対し、当該採用決定者が退職等した日が属する月の翌月末日までに、別途、甲が指定する銀行口座に現金を振り込む方法により、下記基準に応じた減額相当額を返金するものとする。
 - (1) 入社日から退職日までの期間
 - ・ 3 ヶ月以内 : 紹介手数料の 50% を返金
 - (2) 返金を適用しない退職事由
 - ・ 採用者の死亡、傷病による退職
 - ・ 甲に起因する事由の退職（解雇、勧奨退職等退職の形態を問わない）
 - ・ 採用者が甲において派遣就業し、派遣就業終了後直ちに甲に採用されたものである場合
- 2 前条の規定にかかわらず、採用決定者が退職等した日において乙が当該採用決定者に係る紹介手数料を受領していなかった場合、甲は、本契約第 3 条第 1 項に定める本件支払額に替えて、乙に対し、本件支払額から前項区分に応じた減額相当額を控除した額を、本業務の一切の対価として支払うものとする。

第 5 条（費用）

乙は、別途両当事者が合意した場合を除いて、本件業務の遂行に必要な印刷費、交通費、通信費、宿泊費その他本業務に付随又は関連する費用を負担するものとする。

第 6 条（乙を通さない採用）

- 1 甲は正式に採用決定するまでは、採用候補者と乙を通さずに直接選考内容について協議等をしないこととする。
- 2 甲が、乙の合意なく、独自に乙の紹介に係る採用候補者の採用を決定して入社させた場合も、最初の推薦日から 12 ヶ月間に限り、乙は甲に対して紹介手数料を請求することができる。

第 7 条（秘密保持）

- 1 乙は、本契約期間中に甲から開示を受けた一切の業務上の情報（以下、「秘密情報」という。）を、厳に秘密として扱い、第三者の秘密情報との混同を避け、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、第三者に開示、漏えいせず、本契約の履行に必要な範囲を超えて複製又は使用してはならないものとする。なお、次の各号のいずれかに該当することを受託者が証明しうる情報は秘密情報にあたらぬものとする。
 - (1) 開示時にすでに公知の情報又は開示時にすでに受託者が守秘義務を負うことなく適法に保有していた情報。
 - (2) 開示後に受託者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報。
 - (3) 乙が第三者から守秘義務を負わずに適法に入手した情報。
 - (4) 甲の秘密情報によらずに受託者が独自に創出した情報。

- 2 前項の定めにかかわらず、乙が裁判所、捜査機関その他の第三者に対する秘密情報の開示を法令に基づき義務づけられた場合には、次の各号の措置を講ずることを条件として、本条第 1 項の規定にもかかわらず、秘密情報を開示することができるものとする。
 - (1) 当該義務にかかる法的根拠及び開示する内容を直ちに甲に事前に書面にて通知する。なお、事前の通知が困難な場合は事後に直ちに通知するものとする。
 - (2) 開示される秘密情報を最小限度にし、開示が避けられない部分についてのみ開示する。
 - (3) 開示される秘密情報が秘密として保持されるよう適切な措置を講ずる。
- 3 乙は、本条第 1 項に定める義務を遂行する一環として、秘密情報を次の各号に従って取り扱うものとする。
 - (1) 本業務の遂行に必要な受託者の従業員及び役員以外の者が接することのないように管理し、又、かかる受託者の従業員及び役員に本条に定める秘密保持義務の内容を知らしめ、遵守させる。
 - (2) 乙は、甲から要求があった場合、甲の指示に基づき、本業務の遂行にあたり甲から受領若しくは受託者が知り得た全ての秘密情報を、その複製、複写物を含め甲に速やかに返還するか、又は、再生不可能な方法にて廃棄の上、甲の指定する形式に従い廃棄を証する書面を甲に提出するものとする。
 - (3) 乙は、甲より要請があった場合、秘密情報の管理状況を報告するものとする。
 - (4) 乙は、秘密情報の漏洩、紛失、盗難、その他本条に定める受託者の義務に違反する事態が発生し、又はその虞があることを知った場合は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

第 8 条（解除、解約）

- 1 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、催告その他何らの手続を要さず、直ちに本契約の全部又は一部につき、履行を停止し又は解除することができる。なお、当該解除は乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
 - (1) 本契約の定め違反したとき又は第 9 条に定める表明に反することが判明した場合
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立がなされたとき、又は租税公課を滞納し督促を受けたとき若しくは保全差押えを受けたとき
 - (3) 民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始、特別清算開始その他の法的倒産処理手続の開始の申立て若しくは特定調停の申立てがあったとき、私的整理に入ったとき、又は手形若しくは小切手を不渡りとしたとき、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき、その他支払停止状態に至ったとき又は支払不能の状態に陥ったとき
 - (4) 資本減少若しくは解散の手続に入ったとき又は裁判により解散したとき
 - (5) 合併、会社分割若しくは事業の重要な部分の譲渡の手続きに入ったとき、又はかかる決議がなされたとき
 - (6) 法令に基づく営業停止若しくは営業禁止の命令を受け、若しくは許認可等が取り消され、又は営業の全部若しくは重要な一部につき廃止、休止の手続に入ったとき
- 2 前条各号の事由が一つでも生じた場合には、乙は甲に対する本契約上の全ての債務について当然に期限の利益を失い、直ちに支払義務を負担する全ての金員を甲に対し支払うものとする。
- 3 甲は、乙に対して、2 ヶ月の期間を定めて通知することにより、2 ヶ月の期間の経過をもって本契約を解約することができるものとする。

第9条（保証・遵守事項、反社会的勢力の排除）

- 1 乙は、本契約の締結日において、本業務を遂行するにあたり必要な免許、認可、登録その他法定上要求される資格（以下、「登録等」という。）を保持していること、及び、職業安定法、労働基準法その他の本業務に関連する法令（以下同じ。）を遵守していること、をそれぞれ表明し保証する。
- 2 乙は、本業務の遂行するにあたり、登録等を維持するとともに、法令を遵守するものとする。
- 3 乙は、自ら及びその役員が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下、「反社会的勢力」という。）でないこと、過去5年間もそうでなかったこと、並びに反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し保証し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないものとする。

第10条（損害賠償）

いずれかの当事者が故意若しくは過失により本契約に定める義務を履行せず相手方に損害を与えた場合、当該当事者は、相手方当事者の損害、損失又は費用（弁護士費用を含む。）を賠償するものとする。第9条に定める保証の違反に起因若しくは関連して相手方が損害を被った場合、乙は、甲の損害、損失又は費用（弁護士費用を含む。）を補償するものとする。

第11条（譲渡禁止）

乙は、甲の書面による事前の承諾なしに、本契約上の地位又は本契約から生じる権利若しくは義務の全部又は一部を譲渡し、引き受けさせ、担保に供し、その他処分してはならないものとする。

第12条（再委託の禁止）

乙は、甲の事前の書面による同意のない限り、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。乙が甲の事前の書面による同意を得て本業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合、乙は、支払条件等、甲が認める甲乙間の特有の定めを除き、本契約において乙が甲に対して負う義務と同一の義務を当該第三者に課し、かつ、当該第三者による当該義務への違反について甲に対して連帯して責任を負うものとする。

第13条（有効期間）

本契約の有効期間は、末尾に記載された本契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも相手方に対して別段の意思表示がなされない限り本契約は自動的に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

第14条（準拠法、合意管轄）

- 1 本契約は、日本国法に準拠するものとする。
- 2 本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（完全合意、契約の変更）

- 1 本契約は、書面、口頭、電子的その他方法を問わず両当事者間で本契約締結以前になされた本契約に規定する事項についての一切の合意、意思表示、表明及び通知に取って代わる。

- 2 本契約は、両当事者の双方が記名押印又は署名した書面によらなければ変更できないものとする。

第16条（紹介予定派遣に係る紹介手数料）

甲は、紹介予定派遣を経ての職業紹介については、派遣料金とは別に第3条に定める紹介手数料を乙に対して支払うものとする。

第17条（協議）

本契約に定めのない事項、又は本契約の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

（以下余白）

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲：

⑩

乙：

東京都渋谷区渋谷3丁目15番4号

株式会社ILC

代表取締役社長 野澤 和貴 ⑩